

## 沖縄における環境問題と自治公民館（その2）

—開発をめぐる支配統制と地域民主主義の形成—

神田嘉延

(2001年10月15日 受理)

An Environment Problem and a Self-government Community Center: part II

The Developer-Dominated Community and the Formation of Area Democracy

KANDA Yoshinobu

### 第1章 沖縄の開発問題と自治公民館

第1節 沖縄の開発問題と自治公民館

第2節 戦後の地方制度の歴史的特殊性

第3節 読谷村の自治公民館の特徴

第4節 沖縄の社会経済の脆弱性と開発依存体質

(鹿児島大学教育学部研究紀要教育科学編 第52巻 (2001))

### 第2章 沖縄の農業生産構造の特徴

第1節 沖縄の耕作放棄地と農業生産意欲

第2節 環境保全型農業と農業生産意欲

### 第3章 読谷村の農業生産構造と公共事業

第1節 読谷村の農業生産の各字の特徴－2000年の農業センサスより－

第2節 読谷村の土地改良事業とダム開発

第3節 渡具知字の農業生産構造と村づくり－自立的発展の模索として－

### 第4章 赤土問題と地域農業の自立的発展

第1節 沖縄の赤土問題と農業生産構造

第2節 宜野座村の赤土問題と農業生産構造

かな地区の事例を中心として－

第3節 国頭村赤土問題と農業開発

辺野喜地区の事例を中心として－ (本巻)

## 第2章 沖縄の農業生産構造の特徴

### 第1節 沖縄の耕作放棄地と農業生産意欲

沖縄の農業を考えていくうえで、農家数の減少と耕作放棄地の増大は、地域農業の発展にとって大きな課題になっている。農業センサスによれば、沖縄の農家数は、1990年が総戸数38512戸、販売総戸数29351戸であったものが、10年後の2000年は、総戸数27088戸、販売総戸数20088戸と、ここ10年間で、総戸数で11424戸、販売総戸数で9263戸と、10年間で3分の1と大幅な農家戸数の減少をみせている。

表(1)

年 次	総 農 家 数	販 売 農 家 数	自 紿 的 農 家 数
2 0 0 0 年	27088戸	20088戸	7000戸
1 9 9 0 年	38512戸	29351戸	9161戸

農業センサス

農家数の大幅な減少は、販売規模の少ない零細な農家である。販売規模別からみれば、100万円未満と100万円から300万円未満層の規模の小さい農家が急激に減少している。500万円以上になると、農家数の増大をみることができる。とくに、1000万円以上の農家になると、579戸から878戸と、10年間に上層の農家が増大していることがみれる。沖縄において、上層農家層の規模拡大現象を見ることがあるのである。

市町村で1000万円以上の農家の多い地域は伊江村で148戸を数えている。伊江村では、実に販売農家の28.5%が1000万円以上の農家になっている。700万円以上になると、34%である。農業だけで自立的に生計を維持していける層が地域的に生まれているのである。南大東島村のように、203戸の農家のうち、700万円以上が、34%である。どの地域においても1000万円以上の農家層が現れているが、販売農家全体からみれば5%に満たない地域が多い。

表(2) 沖縄県農産物販売農家規模別農家数

年 次	計	100万 未 満	100 ~ 300	300 ~ 500	500 ~ 700	700 ~ 1000	1000 ~ 1500	1500 ~ 3000	3000 以 上
2000年	20088 戸	9817	6740	1494	702	457	366	411	101
1990年	29351 戸	14053	11908	1680	671	460	281	201	97

農業センサス

表(3) 市町村別農産物販売金額規模別農家数

単位：戸

	計	100万未満	100~200	200~300	300~500	500~700	700~1000	1000~1500	1500~2000	2000~3000	3000~5000	5000万~1億	1億円以上
那覇市	105	33	24	13	16	2	6	7	1	2	—	1	—
石川市	259	139	50	14	24	10	8	6	4	2	2	—	—
具志川市	453	261	68	43	27	12	13	16	7	1	2	3	—
宜野湾市	69	41	13	5	5	2	—	2	—	1	—	—	—
平良市	1403	725	446	153	46	8	6	9	5	5	—	3	—
石垣市	1360	379	308	241	193	104	64	38	16	8	6	1	—
浦添市	60	38	6	6	1	5	—	2	1	1	4	2	—
名糸満市	1183	539	287	152	94	43	23	12	12	14	9	4	5
沖縄市	937	538	206	79	44	17	13	15	7	4	4	1	—
国頭村	213	103	27	23	21	13	13	6	2	2	2	1	1
大宜味村	315	198	61	20	9	6	6	4	6	2	2	2	1
東村	146	93	27	3	7	6	3	1	2	3	—	1	—
今帰仁村	227	95	79	27	14	4	2	1	2	1	2	—	—
本部町	682	246	113	79	72	74	48	29	14	7	—	—	—
恩納村	409	248	80	26	15	9	9	15	4	3	—	—	—
宜野座村	361	186	66	41	22	14	11	12	3	6	—	2	—
金武町	287	142	63	25	19	11	10	4	3	4	—	1	—
伊江村	384	280	52	26	10	5	7	2	1	—	4	—	—
与那城町	520	171	62	41	34	35	29	44	51	49	4	—	—
勝連町	229	151	32	13	12	8	3	9	1	1	—	—	—
読谷村	181	132	38	9	1	2	2	1	5	4	2	1	—
嘉手納町	443	313	63	20	18	13	3	3	2	—	—	1	—
北谷町	44	26	10	2	2	1	—	—	—	—	—	—	—
北中城町	5	3	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
中城町	95	76	8	4	6	1	1	2	1	1	2	—	—
西原町	345	228	54	26	21	11	2	—	—	—	—	—	—
豊見城村	200	154	21	8	7	7	2	1	1	1	5	4	3
東風平町	469	182	111	65	45	23	16	5	5	3	2	3	1
具志頭村	533	366	91	31	19	6	5	5	4	1	2	2	—
玉城村	408	212	61	44	40	25	9	7	4	4	3	4	—
知念村	364	207	66	26	24	17	9	9	1	1	1	—	—
佐敷村	164	77	42	15	8	9	9	9	2	1	1	—	—
与那原村	189	145	19	9	7	5	1	1	1	—	—	—	—
大里村	29	15	5	2	4	2	1	1	5	6	8	9	2
南風原村	438	230	97	38	31	9	3	3	—	4	4	5	1
仲里村	362	197	78	38	29	10	10	—	4	—	2	—	—
具志川村	571	149	199	106	90	16	7	4	9	—	—	—	—
渡嘉敷村	402	158	132	56	25	14	2	—	—	4	—	—	—
座間味村	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
波名喜村	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南大東村	203	19	10	20	45	40	32	29	5	1	1	1	1
北大東村	97	9	8	12	32	15	16	2	1	—	—	—	—
伊平屋村	105	26	30	24	21	14	—	—	—	—	—	—	—
伊是名村	266	80	85	52	27	10	7	1	3	—	—	—	—
城部町	1634	622	562	267	116	15	9	12	15	14	2	—	—
下地町	545	217	159	77	35	11	7	14	16	7	3	—	—
上野村	535	306	145	21	19	8	12	13	8	—	1	—	—
伊良部村	984	692	177	64	36	9	5	—	—	—	1	—	—
多良間村	250	85	88	36	26	8	3	2	—	1	—	—	—
竹富町	420	152	107	65	63	16	6	8	2	1	1	—	—
与那国町	152	90	23	12	11	7	5	2	1	1	—	—	—
栗国村	47	41	4	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—

農産物販売額金額第1位の部門別農家数では、沖縄の農業の基幹的なさとうきびなどの工芸農作物は、1990年に21582戸から12488戸と減少が大きい。つまり、沖縄の農業を支えてきたさとうきびを生産する農家が1990年には全体で74.5%を占めていたが、2000年には63%と全農家のさとうきび生産農家の比率が減っているのである。沖縄の農業生産物が花卉や花木、肉用牛などに増大がみられ農業生産構造が大きく変化してきている。

販売農家20088戸のうち、65歳未満の農業専従者がいる農家の割合は、32%と3分の1にすぎない。65歳未満の農業専従者の割合は、1990年のときも販売農家全体の35%と3分の1にすぎなかつた。

農業粗生産額は、表(4)にみるとおり、1980年と1998年と金額は変わらない。1985年に比較すると、大きく粗生産額は落ちていることを直視しなければならない。中部と南部の地域は、1980年の水準よりも粗生産額は大きく落ち込んでいる事実をみておかねばならない。1985年に比較すると、中部と南部の地域は、農業の粗生産額は、15年間で3分の2に落ち込んでいるのである。1985年から、この15年間の動きは、多くの市町村の農業粗生産額は、減少しているのである。しかし、八重山は14%の増加ということで、沖縄本島に比較すると農業生産額が増大している。さらに、伊江村は32%と大幅な農業生産額の増大である。沖縄も地域によって、農業生産額の変動が大きく異なっているのである。

表(4) 農業粗生産額地域別推移

単位：百万円

	昭.50	55	60	平.2	6	7	8	9	10
沖縄県	64,847	93,611	116,047	106,880	100,851	102,191	95,913	98,460	94,437
北部地域	14,991	24,064	29,954	32,632	31,042	31,974	30,736	30,731	28,925
国頭村	822	1,219	2,013	2,501	2,659	3,141	3,122	3,034	2,865
大宜味村	617	1,055	1,487	2,030	2,417	2,474	2,236	2,417	2,112
宜野座村	929	1,329	1,614	1,627	1,490	1,712	1,675	1,554	1,465
伊江村	1,320	1,925	2,776	3,416	3,714	3,955	4,083	4,111	3,677
中南部地域	36,022	48,934	60,078	51,642	47,355	45,266	42,002	41,092	40,884
中部	12,056	17,081	21,217	18,266	16,321	15,207	14,254	13,879	13,572
読谷村	1,184	1,840	2,354	2,185	2,001	1,933	1,980	1,903	2,068
南部	23,966	31,853	38,861	33,376	31,034	30,059	27,748	27,213	27,312
宮古地域	8,393	11,214	15,863	12,759	12,449	13,966	12,185	14,373	13,051
八重山地域	5,411	9,399	10,152	9,847	10,005	10,985	10,990	12,264	11,577

沖縄県農林水産統計年報より

経営耕地面積に対する耕作放棄の割合は、表(5)に示すとおりである。経営面積に対する耕作放棄の割合は沖縄県全体で5%であるが、市町村によって、大きな違いがある。まず、市の自治体内での耕作地の放棄は、那覇市が20%と高くでている。石川市12%，具志川市13%，宜野湾市10%，名

護市11%，糸満市11%と10%を越す自治体が多くなっている。しかし、離島部の石垣島の石垣市4%，平良市1%の市自治体の耕作放棄地は県全体の平均以下である。宮古諸島の町村では、耕作放棄地は1%以下であり、農地の有効利用は極めて高い状況である。伊江村は、経営面積に対する耕作放棄地の割合は、0.4%とほとんどの農地を耕作している状況である。南大東島と北大東島も0.1%，伊平屋村1%，伊是名村0.4%と、沖縄の離島の各町村での耕作放棄地が低い状況である。沖縄本島に比して、離島部の耕作放棄地が極めて少ないということは、そこに暮らす人々の地域的な農業生産意欲の高さを表している。沖縄本島において、都市部に隣接する農業地帯の耕作放棄が高いが、同時に基地周辺の市の自治体も耕作放棄地の高さをみせている。これらの地域は、失業率も高いのが特徴的である。沖縄本島の北部の国頭村25%，大宜味村20%，東村16%と、耕作放棄地の高さをみせている。これらの地域は、農地造成、土地改良事業、かんがい排水事業、農業用ダムなどの公共事業が積極的に展開されてきた地域である。これらの地域で50a以上の耕作放棄地が目立っているのが特徴である。つまり、農家のなかで、小さな規模の利用価値の低い農地を耕作放棄しているということではなく、50a以上という一定規模の農地を耕作放棄しているということである。

中部地域で高い耕作放棄地のある勝連町は、経営耕地に対して21%の耕作放棄地がある。この地域では、農業用水のための大規模な地下ダム建設による県営かんがい排水事業（受益面積101ha、平成9年から平成18年工期・事業費40億円）が行われている。以上のように耕作放棄地の多いところに、大規模な農業用ダム建設、土地造成が行われているという矛盾状況があることを直視しなければならない。

失業率の高さと耕作放棄地の高さが相関しているということをどうみていくか。ここには、建設業依存という地域の産業構造の歪みがみられる。沖縄本島の北部地域において、地域経済における建設業の位置づけが極めて大きい。村民所得における産業別の純所得のなかで建設業の比率が国頭村では30%を越えて、極めて高い数値になっている。

60歳未満の男子専従者のいる農家の割合は、国頭村27%，大宣村31%，東村35%，勝連町24%と、耕作放棄地をたくさんもっている町村は、農業を担う中堅的な年齢層の比率が低いのである。つまり、農業の高齢化が進んでいる事実があるのである。勝連町の場合は、1千万円以上の販売農家は、全農家数181戸のうち、2戸であり、300万円以上にしても7戸である。

沖縄県の企画開発部統計によれば、平成12年度の沖縄における全就業者は、57万4千人であるが、その労働力構成は、農林業35千人、建設業75千人、製造業35千人、電気・ガス・水道・通信・運輸業42千人、卸小売業・飲食167千人、サービス業184千人、完全失業56千人ということで、労働力構成の農林業の位置は全体の就業者からみれば、6%と大きくなない。農林業は、少量販売や全く販売なしという自給的な性格をもっている農家も多い。

また、失業率は、2001年7月の統計によれば、8.9%と全国に比べれば、高い失業率になっている。とくに、男性の失業率は、10%を越える状況になっている。失業率が高いという状況のなかで、

耕作放棄地が増大していくということは、卸小売業・飲食業やサービス業の労働人口の比率の高さとともに、生産意欲との関係で問題を深めていく必要があるのではないか。

表(5) 2000年農業センサスによる各市町村別の経営耕地面積に対する耕作放棄面積の割合

(%)

	全 面 積	50 a 以上	全 面 積	50 a 以上	
沖縄県 201 那覇市	5 20	3 18	329 西原町 341 豊見城村 343 東風平町 344 具志頭村 345 玉城村 346 知念村 347 佐敷村 348 与那原町	11 12 7 10 11 23 17 11	1 4 1 3 3 1 1 —
202 石川市	12	6	349 大里村 350 大南風原町 351 仲里村 352 具志川村 353 渡嘉敷村 354 座間味村 355 栗国村 356 波名喜村 357 南大東村 358 北大東村 359 伊平屋村 360 伊是名村	15 17 6 3 — 91 25 7 0.1 0.1 1 0.4	4 3 4 2 — 44 3 — 0.1 0.1 0.3 —
203 具志川市	13	2	371 城部町 372 下地町 373 上野村 374 伊良部町 375 多良間村 381 竹富町 382 与那国町	0.2 0.4 0.2 1 1 5 6	0.1 0.3 0.2 1 1 4 5
205 宜野湾市	10	2			
206 平良市	1	1			
207 石垣市	4	4			
208 浦添市	8	—			
209 名護市	11	7			
210 糸満市	11	2			
211 沖縄市	9	2			
301 国頭村	25	20			
302 大宜味村	20	15			
303 東村	16	11			
306 今帰仁村	9	6			
308 本部町	14	7			
311 帰納村	17	8			
313 宜野座村	5	3			
314 金武町	5	3			
315 伊江村	0.4	0.2			
322 与那城町	10	3			
323 勝連町	21	7			
324 読谷村	4	0.2			
325 嘉手納町	0.2	—			
326 北谷町	0.2	—			
327 北中城村	8	—			
328 中城村	10	2			

## 第2節 環境保全農業のとりくみと農業生産意欲

沖縄県において環境保全農業にとりくんでいる農家は、2000年の農業センサスによれば、県全体で、3395戸で全販売農家の16.9%である。全国は21.5%，鹿児島県27%などと比べると、全国的に環境保全型農業のとりくみは、低い状況である。化学肥料を使用しない農家は625戸、地域の慣行の半分以下の化学肥料の使用農家は、2008戸。農薬使用しない655戸、地域の慣行の半分以下の農薬使用2003戸である。堆肥による土づくりに取り組んでいる農家は、2505戸である。沖縄では、2万户の販売農家のうち、完全な有機農家を志向する農家は600戸足らずである。

また、家畜糞尿処理を行っている農家は3646戸で、処理施設を利用しない農家が3162戸で86.7%と、処理施設の利用が極めて低く、生ふん尿の耕地の還元70.8%，素堀だめ・野積み22.5%となっている。ふん尿処理施設を利用している農家は、622戸と極めて少ないのである。

2000年農業センサスの統計で、農業生産で販売額第1位で、酪農115戸、肉用牛1176戸、養豚214

表(6) 沖縄県の農業従事者と失業者の各市町村別割合

Ⓐ60歳未満の男子専従者がいる農家の割合 %  
 Ⓑ65歳未満の専従者がいる農家の割合 %  
 Ⓒ就業者に対する完全失業者の比 %

	A	B	C		A	B	C
那覇市	43	62	13	豊見城村	50	70	10
石川市	26	47	14	東風平町	19	42	9
具志川市	30	53	13	具志頭村	32	57	8
宜野湾市	35	49	14	玉城村	23	42	9
平良市	9	24	6	知念村	27	54	10
石垣市	31	49	6	佐敷町	19	44	9
浦添市	25	38	12	与那原町	34	66	11
名護市	30	46	10	大里村	24	45	7
糸満市	29	55	10	南風原町	29	51	8
沖縄市	47	70	16	仲里村	21	30	8
国頭村	27	43	5	具志川村	43	55	7
大宜味村	31	37	10	渡嘉敷村	25	-	5
東村	35	52	6	座間味村	100	100	5
今帰仁村	43	53	8	栗国村	13	32	12
本部村	28	41	8	波名喜村	-	100	3
恩納村	35	49	8	南大東村	33	48	0.1
宜野座村	32	51	7	北大東村	19	38	0.1
金武町	27	40	13	伊平屋村	14	22	3
伊江村	48	63	2	伊是名村	15	21	3
与那城町	22	37	15	城辺町	11	21	6
勝連町	24	49	16	下地町	19	34	3
読谷村	19	34	13	上野村	17	30	6
嘉手納町	36	54	17	伊良部町	6	22	6
北谷町	40	40	13	多良間村	27	50	4
北中城村	20	41	12	竹富町	34	47	4
中城村	19	38	11	与那国町	17	26	1
西原町	22	41	8				

戸、養鶏59戸、その他畜産38戸で、家畜ふん尿を産出する畜産農家は、1602戸である。畜産を販売額で第1位とする農家に対する比率でもふん尿処理施設を利用している農家は極めて低いことがわかる。多くの畜産農家は、生ふん尿の耕地還元と素堀り・野積みの方法をとっているのである。環境保全型の農業生産のとりくみは大きく立ち遅れているのである。

### 第3章 読谷村の農業生産構造と公共事業

#### 第1節 読谷村の農業生産の各字の特徴－2000年の農業センサスより－

第1章では読谷村の自治公民館の特徴について述べたが、本章では、農業生産構造や農業関連の公共事業との関係で自治公民館がどうのようになっているのかを分析する。これは、自治公民館の社会的経済的な基盤を明らかにすることを目的としている。自治公民館は、歴史的に字・部落組織と深く関わって形成してきた。字・部落組織が区会機能と結びついて、行政区として村行政のなかで大きな役割を果たしてきたのであるが、それらは、土地問題や農業基盤整備など地域の農業・農村政策と深く関わって展開してきた。このような意味で、自治公民館の社会的経済的基盤を明らかにしていくうえで、農業生産構造との関わりの分析が大切なのである。

2000年の農業センサスによれば、読谷村の場合、農家戸数と販売農家戸数の差は、大きい。読谷村全体の農家戸数は、701戸であるが、販売農家数は443戸である。自給的農家が258戸である。さらに、販売額100万円未満が313戸である。読谷村の農家の多くは、自給的性格や少量的販売農家の比率が高いのである。100万円以上の販売額を越える農家は、130戸である。販売額第1位の農産物は、さとうきび316戸、花卉46戸、穀類・いも類30戸。

農産物の販売金額が500万円越す農家は29戸に過ぎない。1000万円以上を越える農家は9戸である。農業を中心にして生計をたてている農家が極めて少ないことが理解できる。農地の耕作放棄のある農家は124戸で、その面積は1622aである。60歳未満の男子のいる農業専従者93戸である。65歳未満の場合は、183戸である。販売農家の場合、65歳農業専従者87戸である。平成11年度の農業粗生産額は畑作耕種13億8千万円、畜産4億2千万円である。

読谷村の農業生産は、全般的に農業で生活していくだけの農業所得をあげている農家は極めて少ない状況である。しかし、部分的であるが、花卉生産農家を中心にして、農業で生活していく農家が生まれていることを見落としてはならない。

1998年に読谷村農村総合整備計画を村行政はまとめている。読谷村は、戦後の基地建設によって、村の土地利用が大きく変わってしまったことを指摘している。軍用地が1649haをかかえ、農業振興地域1222haのうちの農用地471ha、都市計画用途地391ha（住居系353ha、商業系16ha、工業系22ha）、自然公園90ha、制限林24haと、読谷村の土地利用の現状である。

村の中央には、読谷補助飛行場や楚辺中心施設があり、市街地の形成が、幹線道路などや農村部にも拡大していき、人口増大に伴って、農村地域と都市的地域の区別を難しくしていったのである。この読谷村飛行場の跡地利用は、読谷村の今後の地域振興にとって、極めて大きな課題になっている。1997年に読谷村補助飛行場に役場の新庁舎をつくり、基地のなかに積極的に村民センターの公的な施設をつくっていくのである。役場施設と結合して、文化センターをつくり、その周辺には、運動広場、多目的広場、平和の森公園、体育館をつくり、跡地利用を先取りしての村営の公的施設をつくっていったのである。村では読谷村補助飛行場の跡地利用として、先進地集団農業地区として、亞熱帯農業振興センターや集約型は場整備の計画構想をもっている。国道のバイパスとしてのロードパークなども跡地利用として、村は計画構想をうちだしている。この読谷村補助飛行場の跡地利用については、所有権回復地主会が組織されており、跡地利用をめぐって住民の意見も複雑な状況がある。

默認耕作地をめぐる権利関係、日本軍によって国有地にされたことによっての旧地主の所有権回復問題、国有地として跡地利用を公共用に利用するかどうかなど地域住民のそれぞれの層ごとの利害関係からの土地の権利関係をめぐる問題が大きな争点になっているのである。

国勢調査によれば、読谷村は、1970年には人口21410人、世帯4302であったが、2000年には、人口36117人、世帯10694と増加している。人口で168.7%の増加、世帯で248.6%の増加である。世帯の増大は、新たな住宅が要請され、読谷村での住宅の要求が急速に拡大していることを意味している。このことは、住宅地の土地の価格が急騰していくことになる。読谷村の農村集落の渡具知での住宅地は、坪20万円（2000年4月の筆者などの調査）ほどで売買されている。

1970年には第1次産業従事者23.5%、1995年6%と大幅な減少である。同期間に第2次産業は、19%から24.9%、第3次産業が57.5%から69.1%と実に7割が第3次産業の従事者になり、農業で生活する人々の数が大きく後退していったのである。

1998年の沖縄県市町村統計によれば、読谷村の一人あたりの市町村民所得は、県平均の93%である。この所得の産業別純生産の構成比は、サービス業20.8%、政府サービス業16.7%、建設業19%、不動産16.6%、製造業9%、卸小売業7.8%、農業3.9%となっている。不動産の所得や建設業が他の町村と比較すると突出している。軍用地代収入や公共事業の収入が極めて高く、国家依存の外在的な地域経済になっているのである。沖縄県全体の産業別純生産の構成で建設業12.7%、不動産8.7%、サービス24.8%、政府サービス19.5%である。近隣市町村は嘉手納町116.3%，北谷町118.7%，恩納村107%と、近隣市町村からみても所得の低い町村になっている。

1995年の国勢調査の産業別就業者数は、農林漁業820人、建設業2472人、製造業902人、電気・ガス・熱供給・水道358人、通信・運輸・通信562人、卸売・小売・飲食業1163人、金融不動産226人、サービス業5336人、公務627人、不動産72人である。1999年の工業統計によれば、事業所185で従業者数1144人である。1997年の沖縄県商業統計の読谷村の商店数は、342店で従業者数1219人である。不動産や政府サービス業などにみられるように、産業別の純所得と産業別従業者の関係は必ずしも

対応していないのである。

1995年の国勢調査で、住宅に住む一般世帯の総計8942世帯のうち、持ち家6675世帯、公営・公団・公社の借家249世帯、民間借家1961世帯、給与住宅9世帯となっている。読谷村は都市化が進んでいるが、近隣町村と比較するならば、所得が低く、民間借家が一定の比率を占めているのである。

1998年の農村総合整備計画では、重点課題として、第1に、読谷村飛行場跡地に先進集団農業地区の実現を想定している。第2に、楚辺通信施設や瀬名波通信施設の返還軍用跡地に農地と住宅地を一体的に整備する農住快適むらづくりを考えている。第3は、大型ホテル施設が既設されている残波岬地域において農村交流型民宿を計画している。

リゾート開発がされた残波岬は、宇座という行政区であるが、ここに居住している人々は154人(1994年)と少ないが行政区宇座の加入者は、1289人である。瀬名波通信施設の軍用地返還と絡んだ農地と住宅の一体化計画や残波岬のリゾート地域の周辺の農村交流民宿型の計画地域もある。

ところで、戦後読谷村の住民は、米軍の土地接収によって、土地から追い出され、強制的に移転を余儀なくされた。読谷村の戦後の村づくりは、基地返還の跡地利用の歴史であった。そして、基地に占拠された土地を黙認耕作という形で農業を継続してきたのが、戦後の読谷村の農業の始まりであった。ここに、耕作者の土地の所有権と耕作権との関係のないままに、黙認耕作としての農業の歴史があったのである。

したがって、返還された土地でも地籍の確定の困難性、歴史的経過で土地所有者と、耕作者がずれる場合も多く、黙認耕作の問題も絡んで複雑に土地問題が存在しているのが読谷村の特徴である。

ところで、読谷村の環境問題について、どのようにになっているのかということを農村環境整備の事業における調査からみると、環境保全的な社会資本整備がおくれている状況である。1998年の読谷村の農村総合整備に指定された地域の11集落(長浜、瀬名波、渡慶次、儀間、宇座、高志保、上地、座喜味、親志、都屋、楚辺)の北部地域の環境面の状況調査は、楚辺に公共下水道があるだけで、各家庭の排水方式は、宅地内吸込槽に排水している。

そして、排水不良により排水が停滞して不衛生としている。汚水処理施設の今後の対応としては、簡易処理施設をあげている。集落住居内の雨水の状況は、排水施設が未整備で時々部分的に湛水状況になる。し尿処理は各戸に水洗処理が普及して、その収集処理は、民間業者が行っている。一般家庭のゴミは事務組合によって収集処理が行われているが、農業廃棄物の処理方式は自家処理がすべての集落の方式である。

宇座地区では、台風や集中豪雨時に上流部より流出する水流が大きく、当該地を経由して、整備済みの農地に流れ込み、既設の排水路で処理できないため、農地の冠水及び土壌浸食の被害をもたらしている。

また、海岸線の環境保全の面でも早急に整備が必要となっていると、遊水池2ヶ所の計画がだされている。総事業費16億6500万円の内訳は、農業用排水事業1億600万円、農地保全事業1億5648

万円、コミュニティセンター施設1億2244万円で、後は道路整備関係の事業が、農道整備2億6434万円、集落道整備3億2230万円、定住化促進施設整備による道路整備事業6億5221万円と、道路工事関係が12億円以上と、大きな位置を占めている。

読谷村では伝統的な地縁組織の字を中心にして行政区がつくられてきたが、人口の増大に伴って、新住民が生まれることによって、行政区の未加入問題が村行政の大きな課題になってきた。すでに、基地返還後の跡地利用をめぐっても、昔から読谷村に住んでいた人々と、基地労働者や、それとの関係で新たに生まれた仕事などで読谷村に移住してきた人々との地域計画の意見が同じでなかったのである。昔から読谷村に住んで居た人々と、新たに移り住んできた人々の関係は、字を中心とした行政区加入問題に現れているように、大きな精神的溝があったのである。行政区の問題は、1973年から1977年まで読谷村行政区域審議会を安田慶造氏（村助役）を会長にして、4年間にわたり審議し、1977年2月に答申をしている。そこでは、行政区の再編成の区割りをまとめたのであるが、最大の問題は、行政区の住民の未加入問題と行政区の区割りの変更の課題が、大きな村政問題として検討されたのである。

読谷村では、行政区改善の行政区域改善審議会は、字公民館を中心にしての行政区ではなく、新たに、そこに住んでいる人々によっての属地主義による行政区を15区割りを提案した。属人や血縁を中心とする行政区から属地を中心として、誰でもそこに住んでいる人なら加入できる行政区域の基本計画を次のように答申したのである。

#### 「(1) 行政区域の規模

行政区域の規模は、一区域の世帯200世帯以上、人口1000人以上を目標とし、現在の区域が境界も明確で一集団で200世帯以上の集団の区域の場合は原則として現在の区域をそのまま新しい行政区域とするのが望ましい。

#### (2) 行政区域の境界

行政区域の境界は、国道、県道、その他の主要道路を明示し、道路境界の不可能なところは土地の字境界、小字界または地理的境界をもって境界をきめることがのぞましい。

#### (3) 公民館

行政区の改善により、区域住民の総意のもとに使用する公民館の維持、管理、運営は従来のように区域住民が行うのが望ましい。

#### (4) 行政区の長

改善後の行政区に区域住民の総意にもとづき区長を選出し、従来行っている公民館の業務を取り扱っていく方が望ましい。

#### (5) 各種団体

現在の行政区を中心とした各種団体は、社会教育および生産活動の中心団体であり、読谷村の発展に大きく貢献している。この組織機能を新しい行政区域に移行させるためには各団体はもちろん、村民の協力を得なければならない。そのための指導のもとに各団体別に組織編成の委員会を設置し、

自主的、主体的に組織移行するのが望ましい。

#### (6) その他

##### イ. 字有財産について

村内の各字は字有財産を持っており、それに伴う財源で行政区の効率的な運営を行っている。そのため各字異なった利用の方向があり、これらの財産の取扱いについては、それぞれの字の方針によって決まってくると思われるが、必要があれば村が仲介役になって取扱いの指導をしていくのが良いと思われる。

##### ロ. 公民館の増、改築に伴う村補助金について

行政区の改善に伴い、区域の世帯及び人口の増加が見込まれる。そのため公民館の増改築が予想されるので、それに伴う補助金の支出が望ましい。

##### ハ. 行政区改善に伴う財政措置について

行政区の改善に伴う各行政区の事務取扱いや、公民館業務の煩雑による困難な時期が生ずると思われるので、行政運営補助金の増額その他特別支出金等によって、各区の運営がスムーズに行われるような財政措置が必要である」(広報よみたん206号・昭和52年3月31日より)。この広報に「行政区改善の思うこと」として、座喜味3160番の建て売り住宅に住んでいる知花学氏・行政区未加入者の思いを投稿させている。「現在行政区未加入になっており、萬一事故でも発生した場合は、どこに相談をもちかけてよいか大変困っている現状です。昨年私達の部落において外人による事件及びのぞき等が続発し、とりあえず皆で其の防止策についていろいろ話し合った結果防犯灯の設置を緊急にやろうではないかということになり知人の御指導と御協力を受け早々村当局に申請を致しましたが行政区未加入の為非常にむつかしくのびのびとなり最近やっと村当局の許可を得る事ができ安心致しております。・・・私の居住している所には小学生の児童のいる家庭があり、話によりますと読谷村小学校或いは古堅小学校と同地域に住みながら通学している学校は異なっているという事も聞いています。行政区未加入の為に子供等の行事例えば学事奨励会、子供の日、又は夏の海水浴及びピクニック等の場合は子供等が可哀想だとつくづく思います。部落に於いての諸行事に参加できない子供のいる家庭は大変困っているのではないでしょうか」。(広報よみたん206号・昭和52年3月31日より)。

知花昌一村議の行政区問題特別委員会の2001年2月8日の会議の参考のためのメモから現在でも行政区は大きな村政問題になっているのである。「本村の字行政は村行政運営に大きな役割を果たしている。戦後米軍基地があるため旧字集落に帰れない字座、長田、牧原など。また楚辺のように移動させられ、分散、混住して住まわざるを得ない困難のなかでも、旧来の人的つながり(地縁、血縁)を基本に、すなわち属人主義」に基づく旧字出身を単位にさまざまな伝統文化・行事を催し、村が主催する数々のスポーツ、文化行事に協力・組織単位として活動してきた。

また、村は事務委託契約もそれぞれの字代表である区長と結び、日常の伝達業務、村行政の重要な単位行政として位置付け、字行政区を通して村づくりをすすめてきた。

戦後、戦前の村民だけが本村に居住したのではなく、沖縄は全県的に他市町村に混住して居住せざるをえなくなった。とくに、本村より多く基地のある隣の嘉手納町民は数多く本村に居住するようになった。このように属人での、字行政区単位のままでは字行政区に加入しない世帯、いわゆる行政区未加入者が発生した。その数はしだいに多くなった。復帰後まもなく、この問題を解決するため、審議会で年月をかけて検討、15の区割り案の答申がされた。答申の概要は、

1. 属人による区割りを改め、15に区割りをした属地を行政区田単位とし、村との行政事務委託契約をする。同一区画内に二つ以上公民館があるときは双方の協議で決める。
2. 旧村民間も旧字民の混住状況では、行政事務は効率的ではなく、小学校区など学区も属人では合理性を欠く、これらの改善のために属地の行政区加入に時間をかけて切り替え移行する。
3. 旧来の字行政が守ってきた伝統文化行事を継続発展できるように考慮した区割りにする。
4. 属地による未加入者への加入を訴え説明会を行い促進する。200から600世帯を適正規模として区割りする。

村土の50%余がまだ基地のなかにある状況では「属地」を単位とする区割りをすると、まだ基地の中にある旧字は属する土地がなく他の字に吸収、合併され、旧字名がなくなることを承知の上で、区民に理解と協力を訴え、返還された村土そのものを基本としてできるだけ、戦前の旧来の字集団を基本とした、属地による革新的な区割りの方針をうちだした。

しかし、この革新的な区割案は、区民から受け入れられず、加入も促進されず、方針は貫徹されず現在にいたっている。

この区割り案は区民から受け入れられず、行政区の住民への未加入問題は解決されなかったのである。1999年にふたたび行政区問題特別委員会が村議会に設置されたのである。

かつての1977年3月の読谷村広報では、この答申の概要が掲載されているが、そこでの基本的な考え方を次のように述べている。「行政区域の改善は、行政の即時的な対応や経済上の合理化を強調する形で進めるものではなく、地域の自治組織として、又村の基礎単位として発展するよう方向づけなければならない。各字にはそれぞれの歴史と伝統があり、それを抱擁しつつ関係区民の理解と協力を得て進めるべきである。

行政区域の改善を進める場合に最も大切なことは、単なる区域の改善ではなく、将来の読谷村の社会建設の土台作りがあり、その根底には住民自治（住民主権）の充実を目標として設定し改善すべきである。

行政区の改善によって、村民の行政への参画、行政の能率的運用とサービスの充実、コミュニティ活動（社会教育活動、各種団体の単位組織活動、生産奉仕活動、地域住民の相互協力体制等）が更に活発になり、生活共同体としての部落内の地域民主主義が定着発展することをめざし、その総和としての読谷村全域の発展と村民福祉の向上を基本として、行政区域の改善は進められなければならない」と、住民主権、地域民主主義、村民福祉の充実から新たな視点からの行政区の改善を提起している。

1975年時点では、行政区世帯4295戸に対して、行政区未加入戸数741人である。全世帯の約15%近くが行政区に加入していない段階での行政区の再編成問題がでていたのである。この段階の行政区の再編問題は、行政区に入りたくても入れないという行政区の閉鎖的問題があったのである。再び行政区特別委員会が村につくられた2000年段階では、41.2%の世帯が行政区に加入していない実態になっている。

1973年から1977年のときの村議会の行政区の議論は、その他組という行政区に加入していない住民に対する問題が浮かびあがっている。1976年3月19日の大城栄三郎村議の議会での質問のなかに、そのことが端的にみられている。「その他組がいるということをどういうふうにお考えになっているか」ということで、教育長は「私達としては、その他組であるとかということで子供達を差別してございません。義務教育は当然の権利でありますのでその他組があることで差別しております」。村長「その他組が出てくるということで、行政区改善の機会にくしているという考え方がある訳です。学校教育活動の中でその他組が出て参りますのは、学事奨励会なんかの場合に字から自分たちの字の子供達の学業、出席を出してくれと学校に要望しますと、どの行政区にも入っていない子供達は必然的にどこにも入らないもんですから、その他という言葉が使われておるというだけの問題であります。教育の中において児童生徒に及ぼす変わった問題は一つもございません」。教育長や村長は、その他組として字行政区に入れない住民を差別していないと答えているが、村民のなかでは大きな問題になっていたのである。

1977年6月27日の村議会の松田昌栄村議のその他組を既成部落に調整しなければ統合整理はできないということかという質問に、村助役は「その他組を現在ある行政区に加入してもらうためにはどういう方法で進めなければいけないかという大きな問題点がある訳です。これを具体的に申し上げますと、現在、各部落におののの規約がございまして、それに基づいて加入金を取ったり、あるいは加入金を取らない地域とか、いろいろあるもんですから、じゃあ、行政として加入金に代わるべきものをどういう形で対応していくかというもろもろの問題を具体的にしてから・・・今度はその他組が現在ある行政区に入って行く場合に、なんらひけ目を取らないで入っていけるような状態を創り上げていきたいということでございます」。このように、その他組の住民を行政区に加入させていくうえでのむずかしい問題があることを認めているのである。

読谷村の行政区の区割りは、実現せずに、楚辺行政区に居住していた未加入者が新たに大添行政区をつくり、22行政区から23の行政区になったのである。そして、さらに、座喜味の新興団地の住民を中心にして、新たに行政区の要請がだされている。新興団地の自治会が合併して行政区をつくるという要請である。このように、行政区の未加入者は、既存の字への加入ではなく、新住民同士によっての自治会をつくり、住民自治を主体とした村行政との関係をもつていいこうとするのである。大添という行政区を除き、この新興団地を中心とする新たな自治会に対して、村行政が行政区と認知していく対応は2001年度の現在で実現していないのである。

1991年に行行政区未加入者に対して「行政事務連絡員」制度を導入して、行政区からの連絡文書や

広報などを配布する体制をとったのである。そして、1999年に北部地域の区長に行政区未加入者に対する村行政からの文書配布を委託したのである。

読谷村の行政区・字公民館をめぐっての地域活動は、新住民の増大によって、未加入世帯が4割以上と増大し、旧来の字公民館・行政区という方法では村民への福祉や教育のサービスが十分に行き渡らない状況が生まれてきているのである。とくに、読谷村はユイマール福祉活動として、旧来の字公民館を中心として地域福祉活動を展開しているなかで、住民サービスの平等性ということから、大きな問題になっている。実際に行政サービスの不利益が未加入者に対して起きるのである。

1999年6月から7月に行政区問題特別委員会は、各字の区長さんと面接調査をしているが、その報告書によると、喜名区では、新規加入者は保証人が必要であったが、推薦人に変更している。新規で加入する場合でも行政区加入金はない。

渡慶次区は、保証人2人、加入金2千円である。加入世帯374であるが、未加入世帯80世帯である。大添区は、加入者238世帯であるが、未加入者97世帯。楚辺区に居住していた未加入者が中心となって、新しい区をつくったことにより、独自に公民館を作らねばならなかった。新住民は多額な住民負担を強いられたのである。このことから毎年160万円返済するということで、借入金1500万円ある。生活苦のため行政区に加入することができなものがいる。行政区の設置は認められたが、住民がまとまっていくための集会施設の保障は、村行政によって整備されることはなかったのである。

大湾区は、新規に区に加入するのに、1996年まで1000万円の加入金、保証人2人が必要である。加入世帯数196、未加入世帯329戸。行政区に加入しないのは区費と婦人会活動があるのが原因ではないか。2男、3男世帯はほとんど加入していない。これらの行政区問題特別委員会の調査にみると、2000年の段階においても、保証人や加入金を求める字公民館・行政区があるのである。

(本稿の行政区のデーターは、反戦地主の知花昌一村議の「読谷村行政区問題」のファイルを大学院の山之内卓也君が借りてきたものから筆者が整理して論述したものである。読谷村の行政区問題については、別稿にて、詳細に論述する予定である)。

## 第2節 読谷村の土地改良事業とダム開発

読谷村の農業基盤整備の大きな特徴は、長浜ダムの建設によるかんがい排水事業である。長浜ダムを同一水系として、245haは、長浜土地区として、組織され、受益者1437人になっている。長浜ダムは、1975年に水源調査を行うことが採択され、1979年にかんがい排水事業としての長浜ダムの建設事業が認可された。

この地域には、1974年に返還された米軍のボーロポイント飛行場（射撃場）の跡地利用があった。この返還地利用として、昭和55年から9年かけて土地改良事業が行われた。返還されてから土地改良事業がはじまるまで6年が経過している。地籍の確定など土地所有の問題に難渋したのであった。

企業によるゴルフ場などの観光開発に期待を当初もっていた。返還された5年間は未利用地として、コーラルが敷き詰まられ雑草が所かまわず伸び放題で、荒廃した土地のままであった。かつての牧歌的面影は消えていたと「尊農敬民」という長浜土地改良区合併調印式のときの小冊子のなかで書かれている。

しかし、外部資本のゴルフ場進出の計画がすさまないということで、土地改良事業をはじめたのである。その軍用跡地の西部連動土地改良事業は、77.8haであり、8億6千万円（渡慶次、儀間、高志保、波平にいたる464人の地主で構成）の費用をかけて農地に復元している。土地改良区の海岸線の33haがリゾート開発に利用され、ホテルの建設がされていくのである。

西部連道土地改良区の他に4つの土地改良区が1993年に合併させて、長浜ダムからのかんがいの受益者組織としての長浜川土地改良区が出来たのである。長浜川土地改良区の対象になる地域の土地改良事業は、西部連道、宇座、渡慶次、萩川、波平、座喜味、読谷西部と、7つの地域に分けて、80年代から進められてきた。

読谷村の土地改良事業は、米軍返還地のボーロポイング飛行場跡地の西部連道地域の他に、渡慶次（昭和57年から平成元年23.7ha 2億1600万円受益農家数218戸、平成6年から平成10年23.7ha、3億500万円受益農家数218戸、浜屋（昭和58年から昭和63年、14ha 1億6900万円受益農家数126戸）。萩川（昭和59年から平成6年、32.5ha 4億2400万円受益農家数208戸）、宇座（平成元年から平成4年、25.4ha、1億6千万円、受益農家数187戸）池ン当（平成4年から平成7年14.5ha 1億9千万円受益農家数107戸）と、区画整理を中心とした土地改良事業が行われたのである。長浜ダムのかんがい用水の恩恵を受けない地域では、渡具知地区が、昭和54年から昭和58年まで土地改良事業（24ha 2億5800万円受益農家数121戸）を実施している。

読谷村は、長浜ダムとの関係でかんがい排水が大きな農業基盤整備事業になっていく。農業・村整備事業は、平成10年度までに、29地区で総事業費179億7千万円が投下されている。この内訳は、県営かんがい排水事業・長浜のダム一基・揚水機場1ヶ所・用水路が80億円。これに伴う県営と団体のかんがい排水事業が積極的に展開されていく。

西部土地改良連合畠かん事業として77ha 7億7千万円、宇座地区かんがい排水事業5億1千万円、県営畠地帯総合整備事業として、区画整理波平地区39ha、西部地区の畠かん事業6億1千万万円を投資している。また、長浜地区の環境整備事業として、水環境整備事業2ヶ所9億7千万円を使っている。

さらに、長浜ダム水系の地域で、県営の畠かん事業にならなかったところに、団体営によるかんがい排水事業を実施している。萩川（平成5年から平成9年32.5ha 3億5千万円受益農家数208戸）、波平（平成7年から平成11年38.7ha、4億2800万円受益農家数297戸）、座喜味（平成7年から平成11年26.1ha 2億8100万円受益農家数224戸）。

かんがい畠への給水施設は、94年の西部連道地区と萩川地区からはじまつて、かんがい排水事業という畠かんの給水施設の整備の総経費は30億円にあがっている。8割が国の補助で、1割

が県の負担。読谷村7%で、給水施設を受益する農家が3%の負担になっている。

長浜川の年間の運営費は、5600万円ということから、さとうきび・いも農家が1平方メートル年間10円、花卉・野菜農家20円と利用農家の運営費負担の計算として給水の出発をしているが、これでは、運営費が捻出できないのが現状である。1平方メートル20円にしなければ運営費がでない計算である。畑地かんがい施設における運営費の側面からみても花卉や野菜が奨励されていくのである。

長浜ダム建設に伴う用地買収問題における不意動産業者G社との難渋の経過について、元中部農林土木事務所所長で当時担当した宮里安雄氏は「中部農漁業基盤整備の歩み」30周年記念誌のなかで次のように述べている。

「当時としては何の価値もなかった長浜ダム流域の山林を、不動産業者を生業とするG社が所有していたことについて、わたしとして不可解であった。・・・長浜ダム流域の山林は読谷村楚辺が、昔は燃料とする薪の調達場として所有していた字有地であった。この字有地周辺に企業局が大型タンク設置の計画を立てたことから、ここへ不動産業を生業とするG社が入り込み、G社が所有していた軍用地と、この字有地を交換することでG社と楚辺区の区長との間で覚え書きを交わしていたため、長浜ダム流域の山林の所有権が読谷村字楚辺からG社へ移ったのである。

ところが、その後、企業局は当該地に計画した大型タンク設置を北谷町の埋め立て地へ返還したのである。そこでG社は当初の目論見がはずれたことから、当該山林に宅地造成を目的とした開発行為を計画したのである。

・・・県としてはダム流域内における開発行為は認める訳にはいかないことから、県とG社との間で用地買収に応じろ、応じない、開発行為を認めろ、認めない、の応酬が始まったのである。・・・当該山林の所有権がG社から貸金業を生業とするO社へ移り、そして、O社は県に対して自然林を残したまま保養施設を計画したいので、開発行為を認めてもらいたいとの申し入れをしてきたのである。

これに対して、県としてはダム流域内においては、いかなる開発行為も認められない旨、説明し了解を求めたが不調に終わったのである。その後、県の用地交渉の相手がG社からO社へ移り、O社を説得してもやはり簡単には用地交渉に応じてもらえず、逆にO社も県に対して、手を変え品を変えて開発行為の同意を得ようとしてきたのである。

しばらくして、O社は開発行為をあきらめたのか当該山林の所有権がO社から、また、G社へ移ったのである。結局、長浜ダム建設に伴う用地買収問題は県、読谷村、字楚辺、O社、G社が複雑にからんで長期間引きすることとなったのである」（「中部農漁業基盤整備の歩み」中部農林土木事務所開設30周年記念誌、沖縄県農林水産部中部農林土木事務所、361頁～367頁）。

長浜ダム関連の用地買収問題は、昭和62年8月にG社と売買契約が締結するまで足掛け4年の裁月を費やしたとしている。長浜ダムの全体事業費80億6千万円のうち、純工事費70億5千万円。測量試験費3億9千万円、工事雑費1億、用地及び補償費は、5億4189万円になっている。

軍用地と山林を交換した際、G社と楚辺区長の覚え書きのなかで契約に違反した場合違約金として数千万円を支払うことの条項がくまれていた。楚辺区とG社と交換した軍用地と山林を元のままに戻し、ダム建設用地の山林を楚辺の所有地にすれば、違約になるということで、その支払いをしなければならないということで、再度の交換は楚辺区長としてできないという状態で区長はG社と県・村の板挟みで苦労したと経過で書かれている。

県はG社との交渉のなかで、再度用地単価の見直しを行い、その結果を踏まえて農林水産部長がG社と交渉することを決めるということが、昭和61年1月24日にでている。また、昭和62年7月3日に、G社は読谷村がG社の開発行為の申請を受け付けるならば、用地買収は県が示す単価に応じてもよい旨の報告を担当職員から受けると記録されている。

これらの経過から、買収単価がどのように金額が上がっていったのか具体的な数字は定かでないが、単価の見直しを交渉によって度々おこなっていることが推定されるのである。

長浜ダム流域の山林を当時としては何の価値もなかったものをなぜG社が所有していたのかということで、元所長は経過をのべている。このダム建設に伴う用地買収問題の経過で、G社が所有していた軍用地と楚辺区が所有していた山林を交換したということで、軍用地の土地の流動化が公然と行われていたことがみられるのである。

それも個人間の売買ではなく、楚辺の区有地との交換ということで、楚辺字が軍用地料を得るために積極的に軍用地を手に入れていることである。ここには、楚辺の区としての安定的な区の収入を得るためにとしての軍用地料の収入期待が強くあることを示している。

長浜ダム水系地域は観光資源として、大手のリゾートホテルが進出してきている。大和ハウス系のロイヤルホテル500室が1988年から供用開始されている。ホテルの進出で特徴的なことは土地を売却しないで、地代を地元の地主が得るという方式をとったことと、ホテルに隣接するビーチを村営にしたこと、一般市民にも開放しているということである。

また、1992年には、18.9haの無農薬の地元の地主も参加してのゴルフ場も開設している。地元の地主を中心にミニゴルフ場を無農薬でつくったということである。大和ハウス系のリゾート開発は、一時的に地主が土地を売却して大きな収入を得るのではなく、地元地主の権利を継続させながら定期的に収入を得られるような関係を構築していったことである。地元地主を主体とした株主25名9000万円の資本を集め、地元優先の従業員雇用を実施している。さらに、このゴルフ場の事業は、1995年に関連会社として、バイオヨミタンという会社を発足させて、本格的な無農薬のゴルフ場ばかりでなく、地域農業の無農薬のとりくみをはじめている。

ホテルに隣接して、村が土地を買い取って、村営ビーチを1989年にオープンし、1995年からは総合公園にスポーツ施設をつくった。2000年4月現在に56世帯がこの字地域に住んでいる。行政区加入358世帯、1313人（2000年3月住民台帳調）。

1994年には、ホテル日航400室に供用開始して、ホテルの隣接には、村営ビーチと同じ年にオープンしている。また、琉球の風というNNKの大河ドラマのロケ施設を歴史公園として、本土の觀

光資本が1995年に進出したが、1998年に閉鎖に追い込まれ、この歴史公園を再建しようと、地元の商工会員、地主、むらおこしメンバー、役場職員などで共同出資しての管理会社をつくっているのである。

ところで、地域新興の問題で土地問題が大きな位置を占めるようになっている。とくに、地価が高騰して、土地の財産的価値が増して、農業生産的価値、観光業的土地利用、加工農産物工場などの土地利用以上に、不動産的な売買としての意味が大きくなっている。瀬名波通信施設から残波岬のロイヤルホテル近くの土地が、坪単価15万円で売買される事例も生まれている。（読谷村瀬名波913番地、土地面積160坪、坪単価15万円、販売価格2400万円、用地指定・無指定、建坪率70%、2001年不動産会社のホームページにも紹介されていた。）。

農業全体の生産の後退がみられる一方で、ダム開発地域の住民の新しい地域づくりの動きとして、地元の地主が地域づくりの経営に参加しているのもある。長浜ダム開発による畑かん事業の公共事業と、民間の大手ホテル資本の進出による住民の参加形態がみられているのも注目すべきことである。

このなかで土地の権利関係をめぐる住民の対応が大きな課題になっている。とくに、読谷村の補助飛行場跡地の国有地問題がどのように、公共性をもって地域住民に還元していくかということが今後の読谷村の土地問題に大きな影響を与えていく。とくに、読谷村が農業振興ばかりでなく、住宅地としての役割が大きくなるなかで、農業振興と結ぶ新たな宅地問題が課題となってくる。この意味で、補助飛行場跡地利用として、1997年にいちはやく基地のなかに役場の新庁舎を建てたことは、今後の読谷村の基地返還の方向性を示していることとして注目すべきことである。

### 第3節 渡具知字の農業生産構造と村づくりー自立的発展の模索としてー

長浜ダム水系の土地改良区事業、かんがい排水事業とは別に、独自に字单位で土地改良事業、かんがい排水事業を行った地域として渡具知字がある。1974年に返還されたボーローポイット飛行場の跡地の西部連道土地改良区と同じ時期に、渡具知地区は、1973年に返還された。

そして、地籍の確定を集団和解方式で解決し、1979年から1983年までに土地改良事業を行う（24ha 2億5800万円の事業費受益農家121戸）。また、団体営かんがい排水事業（21.9ha 1億5100万円受益農家数97戸）を1982年から1985年に実施している。これらの事業では、農道、排水路、客土、畑地灌漑施設をつくり、換地により分散した土地を集団化する事業をしているのである。

とくに、換地によって分散していた宅地をひとつにまとめた宅地区画を実施したのである。さらに、公民館敷地、区民運動場等の区民の公共施設を字有地の換地によって機能的に集団化したのである。このように、換地ができたことは渡具知の大きな特徴である。

ところで、渡具知字は、2000年農業センサスの集落別農家調査の集計によれば、農家戸数37戸、販売農家23戸である。渡具知の行政区に加入している世帯260戸である。この数字は、必ずしも渡

具知の地区に居住していないことは、すでに第1章で分析したとおりである。行政区に入りながら、その行政区に入っていない渡具知の字意識を強くもっている住民が多いのである。

渡具知字は、260世帯が字の自治公民館に加入しているが、その加入者で渡具知の地区に住んでいるのは、150戸である。あとは他の字に住んでいて渡具知の字の自治公民館に加入している。農家が55戸であり、その内訳は野菜8戸、花卉栽培18戸、さとうきび13戸、自給的農家16戸である。その他に、公務員9戸、学校の先生20戸となっている。教師や公務員の人が多く住んでいるのも渡具知の特徴である。

S氏は、専業農家である。薦職で現場監督をしていたが、20年まえに、兄の土地にハウスを立て農業に入る。10年間ほどメロン、スイカなどの栽培をしていたが、連作障害に悩まされ、農業を中断するが、5年前からモンステラの栽培を始める。モンステラは、熱帯性の植物で、温室栽培をして育てるが、生け花や装飾用として出荷されている。渡具知では2戸の農家が栽培しているが、読谷村では、他に1戸の農家が栽培している。

経営面積は700坪で、6棟のハウスをもっている。年間をとおして栽培されるが、10月から5月まではハウスで肥培管理する。葉の一枚一枚をとって、4つのサイズに分けて出荷する。200枚が1ケースで多いときは4ケース出荷する。市場価格は変動が激しく、高いときは、80円から90円。安いときは5円。平均単価は30円あれば経営をやっていけるということで、販売額の三割が経費で、年間約600万円の農業所得をあげられるとしている。モンステラの栽培は、管理が大変である。ちょっとでも放任しておくと、葉がのびすぎて、商品にならないということである。

農業経営の面で最も心配なのは台風である。防風ネットをつけても台風が強いときはとばされるとし、自然にまかせるしかない。モンステラの研究もあまり進んでおらず、連作障害のこともわからず手探り状況であるが、少ない土地の規模からでも安定的な収入を得る可能性があるので、今後とも続けていく計画である。土地の所有は、兄のもので、借りている状況である。土地相続によって、兄が所有しているということで、農業をしているが土地所有問題があるということである。

ハウスで野菜づくりをしていたMさんは、高齢化と後継者がいないということで、ハウスを750坪から500坪に、減らしている。ハウスで栽培しているものは、メロン、トマト、ニガウリなどである。また、Kさんは、路地野菜耕作を7000坪から3500坪に減らしている。

渡具知の野菜野菜部会に集まっている農家は、後継者がいないことと、高齢化が共通している問題である。出荷は農協にするが、最近は、近くのビーチのレストランに直販所ができたので、そこに規格外のものや農協の出荷額が値下がりのときにだしている。また、規格外のメロンなどを婦人会が漬け物加工して、直販所に出荷している。

渡具知の地域活性化として、1999年にビーチに農産物の直販所やレストランを建てている。建物は村行政が出費し、運営は渡具知の集落でつくったグリーンツーリズム委員会が行っている。

土地改良事業が完成したときは、野菜部会でひとつのトラクターを共同で利用していた。天気のいい日はみんなが使いたいが、利用ははやいもの勝ちということで、しつくりいっていなかった。現

在は、ほとんどが個人所有になっている。4人から5人の一部で共同でトラクターなどの農業機械を利用しているグループもある。共同作業は、集落内のまわりと、灌漑池などの草取り・掃除などを実施している。

溜池は農業をやっている人にとって重要である。水の確保がなければ農業がやっていけないということで、農業が盛んな時期は、渡具知の住民にとって大きな関心事であった。

現在のあたらしいため池は、国と県の補助事業で建設された。以前は、海の近くにため池があり、塩害がでた。新しいため池は、比謝地域の池からひいており、かつて製糖工場が利用していたもので、その量は豊富で、水不足の心配がなくなったとのこと。各畠にメーターがあって、使用量がわかり、水の費用も換算できるしくみである。

野菜部会の責任者は、メロン栽培のおもしろさは出来映えと話す。連作障害を避けるため、本當は5年間ぐらいおいて、次の作物を植えることが好ましいが、実際はそれを守っていないので、連作障害がでている。高齢化によって、ハウス栽培は500坪しかしていない。野菜部会のK氏は、環境保全型農業として、問題視されていたメチルガスによる土壌殺菌に代わり、メチルガス使用以前のやり方である熱処理する方法を奨励している。畠に藁を入れてビニールをかぶせて1ヶ月ほど密閉し、日光を利用して熱処理をするという方法である。この方法では有益な土壌菌が死んでしまうということでやらない人も地域にはいる。また、K氏は、農協の指導で読谷村の他の地域で生産している有機肥料を200坪に200袋入れている。

渡具知字には、きく農家は15戸あり、農業所得で生計を支えている人たちである。きく農家は20代1名、30代1名、40代5名、50代6名、60代以上2名ということで、必ずしも高齢化した農業経営ではない。41歳できく農家で専業農業をやっているAさんの農業をはじめる経過をみてみよう。24歳から専業農家として働きはじめている。父親が農協役員で忙しくなり、母親の手伝いとして農業に入っている。農業高校の園芸科を卒業しているが、農業をはじめる前は、神奈川でサラリーマンをしている。長男なので親の農業を継ぐことになっていたが、弟も花卉農家である。

Aさんの総経営耕地は4000坪。自分の農地の所有は、2500坪で、1500坪は借りている。地代は1坪100円と農協で一律で決めている。きくの販売は、農協をとおしているが、販売金額は、1200万円である。

電気・農薬・肥料などの経費で手取りは半分になってしまう。いずれは、自分で販路を築きたいという抱負をもっている。現在の農協をとおしての販売ルートの運賃は高い。農協などに要望しているがなかなか改善されないということが大きな悩みである。

1990年頃までは、黙認耕作地でさとうきびや家畜のための飼料畑をしていたが、きく栽培に転換した。軍用地内の黙認耕作は、電気をとおすことができないので、電照きくの栽培は無理である。村内の人から土地を借りてキク栽培をしている。きく栽培農家では、毎年9月に家族を含めて慰労会をしているので、渡具知字内のキク農家のまとまりはよい。

冬場には自家菜園でキャベツやトマトをつくっている。また、魚をとったりして、自家用にした

り、近所にわけたりしている。自分の畠でとれた野菜を近くの農家同士で交換をしている。野菜や魚などの物々交換は、近所つきあいなどのための交流にもなっている。

生活費の大きな出費で交際費や酒代が大きい。また、住宅ローンが月8万円ある。きく農家で生活が維持できるのか不安をもっている。

行政に望むこととして、農薬、ビニール、ネットなどの資材購入の時、個人の負担が大きいので、補助金を要望している。また、学校に行くのに交通の便が悪く、スクールバスの必要をのべている。

あたらしい動きとして、1997年にきくなどを栽培する花卉農家3戸を中心に協同組合「太陽の花」をつくる。この協同組合は、土地所有は個々人で、花卉栽培も、個々で経営するが、忙しいときはお互いに作業を応援する、出荷は協同で行うという方式でスタートする。共同出荷場の作業場では男性9名、パートの女性5名が働いている。

フラワーバインダーなどの出荷用のコンベアーは、共同で購入し、共同作業所に設置してある。出荷作業は個人でやると200本1ケース箱詰め40ケースであるが、機械を設備してある共同作業でやると、一日当たりの出荷数が530ケース、多いときは700ケースまでできる。

そして、忙しい時期は応援で手伝ってもらえるということで、労働効率が合理的にできるとのべる。収入は農家の協同組合員間で生産などの働きに応じて平等に分配している。きく栽培農家は3000坪から5000坪で農業経営をして、専業の中核的自立農家になっている。1畠500坪にしているが、個人であれば、1畠60万円の手取り、収穫時の1ヶ月。出荷時は4ヶ月で一年分を稼ぐ。

2月と3月が最も忙しく、2月15日から3月17日までは毎年、高校生をアルバイトで雇うほど忙しい。睡眠時間が2時間ということもあると、その多忙な状況をきく栽培農家は表現する。読谷村の1年間のきく栽培農家の作業の流れの概要是、5月から8月まで親株づくり、種つくり、8月から11月上旬植え付け、11月中旬から5月採集・出荷。協同でやれば、100万円と太陽の花は計算している。この協同組合は、隣の字の楚辺に居住しているが、渡具知の地区にきく栽培を広めている。

以上のように、新たに、花卉農家が協同組合方式をとて経営を拡大しているのである。この太陽の花の経営は、読谷村地域ばかりでなく、沖縄での新たな農業経営形態として、各地域に広がりを見せているのである。渡具知やその周辺にみられる新たな農業経営は、従前のさとうきび経営のように土地の規模を拡大し、機械化して効率的に農業経営をしていくという広い土地に基盤整備を求めていくという方法から、電照キク栽培や熱帯性の観葉植物のモンステラの施設園芸の工夫によって、栽培を緻密に、手入れをよくしての狭い土地から高収入を得るという方式に転換している。

この農業経営であれば、狭い土地しかもっていなくても、その土地を有効活用して高収入を得ることが可能になっているのである。栽培技術を高めての集約的な栽培方式、市場の徹底的な研究による新たな経営、個々の農家の自主性を大切にしての協同組合方式など、新たな農業経営の模索が始まっている。

この新しい農業形態の動きで注目すべきことは、多くの農家がUターンということで、雇用労働者としての都市の生活経験をもっていることである。ここには、古い慣習的な地域の農業形態か

ら新しい地域民主主義的な方法、個々農家を尊重していくという農業経営のあり方が模索されているということである。

渡具知集落でも、農業に従事しない純粹に住宅地を求めて居住する世帯も増え、集落の住宅街は、農家よりも通勤の勤労世帯が多くなっている。このようななかで住宅地帯としての生活環境は大きな課題になっている。電照菊栽培などにみられるように、新たな矛盾として農薬による環境問題が地域住民にとっての大きな関心であり、その克服の課題も求められている。